



《参考》環境マネジメントシステムの概要

	ISO14001	エコアクション21	エコステージ	KES 環境マネジメント システム スタンダード	グリーン 経営認証
特徴	ISOが制定した国際規格である。	環境省が策定し、一般財団法人持続性推進機構が運営する中小企業向けのシステムで、環境活動レポートの公表を求める。目標として「二酸化炭素排出量」「廃棄物排出量」「総排水量」をコアとして要求する。必ずしも内部監査を要求しない。	旧UFJ総研を中心に民間立上をした環境経営サポーターシステムで導入し、CSRまでの5段階の認証が特徴。	京のアジェンダ217オアラムが策定した、中小企業向けのシステム。ステップ1とステップ2がある。また、ステップ2に社会的責任(SR)を盛り込んだ、ステップ2SR、並びにエネルギー・マネジメンを盛り込んだステップ2Erもある。	グリーン経営推進マニュアルに基づき、一定レベル以上の環境保全の取り組みを行っている事業主に對して審査のうえ認証・登録を行うもので、中小規模の事業者でも自主的に継続的な活動を行うことができることが特徴。
認証範囲	国際認証	国内認証	国内認証	国内認証	国内認証
母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	一般財団法人 持続性推進機構	一般社団法人エコステージ協会	特定非営利活動法人 KES環境機構	公益財団法人 交通エコロジック・モビリティ財団
難易度	上級	—	初級から上級まで	初級: ステップ1 中級: ステップ2	—
期間 ※構築から取得まで	1年半～2年	概ね6ヶ月	6～9ヶ月	ステップ1: 6ヶ月 ステップ2: 7ヶ月	6～9ヶ月
取得費用 ※コンサル タント ※審査	◎コンサル 200～300万 ◎審査 100～300万 ◎登録料12万	◎コンサル 約3万/回 ◎審査 16～50万 ◎登録料 5～30万	◎コンサル 14万/0.5人日 20万/1.0人日 ◎審査 20万/1.0人日 ※従業員規模で変動	◎コンサル ステップ1: 約4万(3回) ステップ2: 約7万(4回) ◎審査 ステップ1: 6万 ステップ2: 21万	◎審査 8.5万 ◎登録料 7万円
維持費用	1・2年後継続審査: 35～100万 3年後: 70～200万 登録料12万	5～30万(2年分)	定期評価・更新評価 とも20万/1.0人日 ※従業員規模で変動	1年後から毎年 ステップ1: 3万 ステップ2: 10万	2年毎 ◎審査 8.5万 ◎登録料 7万円
コンサル 体制	コンサルタントと審査機関は厳しく区分されている	同一人がコンサルタントと審査を行うことができる	評価員(審査員)が構築の支援を行う	コンサルタント員と審査員は完全に区分されている	—
公表	環境方針の公表	環境活動レポートの公表	環境方針の公表(ステージ1から5まで)	環境宣言の公表	—
認証の 有効期限	初回登録後、1・2年後に継続審査、3年後に更新審査	初回登録後、1年後に中間審査 2年後に更新審査	初回登録後、1・2年後に定期評価 3年後に更新評価	初回登録後、1・2年後に確認審査、3年後に更新審査	初回登録後、1年後に定期審査 2年後に更新審査
問合せ (審査機関)	日本適性認定協会HPに当協会認定の認証機関掲載 (https://www.jab.or.jp/)	エコアクション21のHPに地域事務所の問合せ一覧掲載 (http://ea21.jp/)	一般社団法人エコステージHPに当協会認定の評価機関一覧掲載 (https://www.ecostage.org/)	特定非営利活動法人 KES環境機構 電話075-321-4767	公益財団法人 交通エコロジック・モビリティ財団 交通環境対策部 TEL: 03-3221-7636

※上記内容は変更されている場合がありますので、詳細は審査機関等へ直接お問い合わせください。

■企業立地促進条例に関するお問い合わせは 箕面市 地域創造部 箕面営業室まで

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 本館2階 210番窓口

電話 072-724-6727(直通) FAX 072-722-7655 E-mail syoukou@maple.city.minoh.lg.jp



箕面市企業立地促進条例による優遇措置のご案内

—箕面市に進出する企業の法人市民税・固都税を軽減します！—

箕面市では、地域経済の活性化及び持続的な発展を図り、産業の振興及び市民生活の向上に資するため、「箕面市企業立地促進条例」を制定し、企業の立地を促進しています。

市内の対象地区に進出する企業は、市税(法人市民税・固定資産税・都市計画税)の軽減措置を受けられ、認定事業の区分によって、市税が最大ゼロになります！

対象地区

森町西部地区

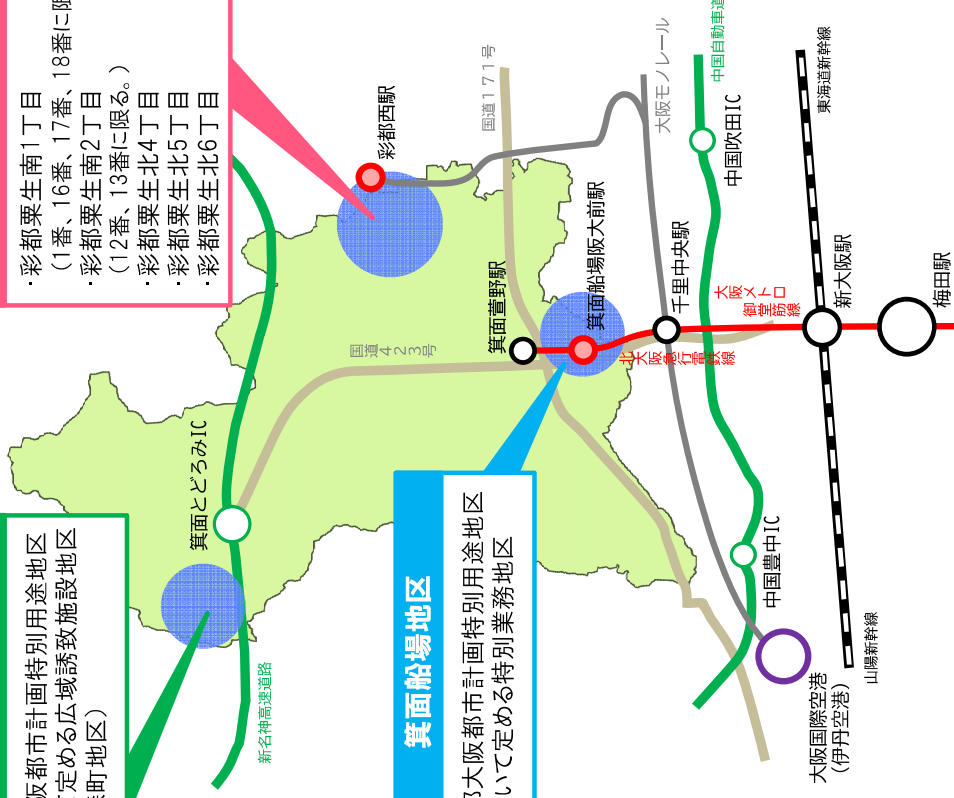
北部大阪都市計画特別用途地区
において定める広域誘致施設地区
(箕面森町地区)

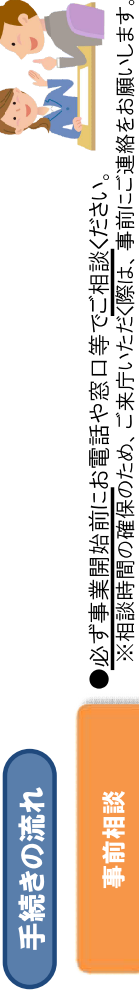
彩都西部地区

- ・彩都栗生南1丁目
(1番、16番、17番、18番に限る。)
- ・彩都栗生南2丁目
(12番、13番に限る。)
- ・彩都栗生北4丁目
- ・彩都栗生北5丁目
- ・彩都栗生北6丁目

箕面船場地区

北部大阪都市計画特別用途地区
において定める特別業務地区





- 必ず事業開始前にお電話や窓口等でご相談ください。
※相談時間の確保のため、ご来庁いただく際は、事前にご連絡をお願いします。
- 以下の書類を添え、速やかに申請してください。
※事業により、申請時期が異なります。
【認定成長産業事業】・【承認地域経済牽引事業】…府の認定・承認後
【その他事業】…竣工後
申請書類と添付図書
①事業計画認定(変更)申請書(様式第1号)
②定款、法人の登記事項証明書又はこれらに類する書類
③【認定成長産業事業】認定成長産業事業計画の写し
【承認地域経済牽引事業】承認地域経済牽引事業計画の写し
【その他事業】地域の特性に応じ、産業集積に資すると市長が認める事業
についての計画書
④事業計画に基づき事業の用に供する固定資産の登記事項証明書
⑤事業計画に基づく事業の用に供する固定資産の図面及び新たに行う設備投資
の内容を確認することができる仕様書、見積書その他関係書類
⑥(市内に事務所等を有する場合)雇用者数・従業員数をそれぞれ確認できる
書類
- 申請書類に不備がなければ、認定申請受理後、概ね2週間で「事業
計画認定書」を発行します。

- 事業開始後、速やかに開始にかかる届出をしてください。
- 申請書類と添付図書
①事業開始届(様式第4号)
②固定資産供用開始届(様式第5号)
※②は計画にかかる固定資産を事業の用に供したときに届出
- 事業(決算)年度終了の翌日から60日以内に報告してください。
申請書類と添付図書
①認定事業実績等報告書(様式第6号)
②成長産業事業割合申告書(様式第10号)
③成長産業事業供用割合等申告書(様式第11号)
●以後、決算年度終了の都度、提出してください。
- 実績報告に基づき、特別措置の適用を決定し、「特別措置の適用・
不適用決定通知書」にて通知します。

対象事業

対象地区	事業区分	対象となる事業
彩都西部地区 森町西部地区 箕面船場地区	認定成長産業事業	府の成長特区税制に基づき府の認定を受けた事業 (ライフサイエンス分野(医薬品、医療機器など)、新エネル ギー分野(リチウム電池、太陽光発電など)の業種であって、 府が認定した事業)
彩都西部地区 森町西部地区 箕面船場地区	承認地域経済牽引事業	地域未来投資促進法に基づき府の承認を受けた事業 (箕面船場地区及び彩都西部地区を中心とした医療・健康生 活関連の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分 野の事業であって、府が承認した事業)
彩都西部地区 森町西部地区 箕面船場地区	その他事業	市規則に基づき市長が認定する事業 (一定規模以上の固定資産※1を用いた事業で、本市の産業 集積に資するものとして市長が認定した事業※2)

※1 一定規模以上の固定資産は以下のとおり。
●土地：敷地面積500㎡以上
●建物：延床面積500㎡以上
●償却資産：合計取得額5,000万円以上

※2 下記事業については、対象に含まない。
●彩都西部地区：アミューズメント施設の運営
●森町西部地区：アミューズメント施設の運営又は物品販売

適用要件※3

法人等の区分※4	市内雇用者数※5
・資本金または出資金の額が1億円以下の法人 ・中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者 ・会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人	減少していないこと
資本金または出資金の額が1億円を超え10億円以下の法人	5人以上増加
資本金または出資金の額が10億円を超え50億円以下の法人	10人以上増加
資本金または出資金の額が50億円を超える法人	20人以上増加

※3 森町西部地区については、上記に加え、下記要件のいずれかに適合するものであること。
①箕面北部地域内の自治会その他の当該地域団体の活動を支援すること。
②市長が適当と認める環境マネジメントシステム(4ページ参照)の認証を受けていること。

※4 市税の滞納がある場合や暴力団の利益になる場合などは税軽減措置の適用外

※5 報告事業年度の末日における市内雇用者数と認定申請前年度の末日との比較

軽減措置の内容※6

事業区分	適用期間	法人市民税 (均等割・法人税割)	固定資産税 都市計画税
認定成長産業事業	5年目まで 6～10年目まで	ゼロ 1/2課税軽減	ゼロ 1/2課税軽減
承認地域経済牽引事業	5年目まで	—	1/2課税軽減
その他事業	5年目まで	—	1/2課税軽減

※6 具体的な適用条件は、事業内容により変動する。